

江田島市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

平成27年5月26日

訓令第16号

(設置)

第1条 本市における、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の推進その他地方創生に関する事項について協議調整するため、江田島市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法の推進に伴う、江田島市人口ビジョン及び江田島市総合戦略の策定について協議検討すること。
- (2) 江田島市人口ビジョン及び江田島市総合戦略の検証に関すること。
- (3) その他本市における地方創生について協議検討すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員により組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、本部を総括する。
- 3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(会議)

第4条 本部は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議へ出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第5条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ本部に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画部企画振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長
委員	総務部長
〃	企画部長
〃	危機管理監
〃	市民生活部長
〃	福祉保健部長
〃	産業部長
〃	土木建築部長
〃	教育次長
〃	企業局長
〃	消防長
〃	総務課長
〃	財政課長